

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内で直近のもの)

受講者氏名 ※非公表	受講年月日	研修会名	実施団体
水道 太郎	H29.7.20	eラーニング	給水工事振興財団
水道 次郎	H29.7.23	〇〇に関する業務研修	自社内研修

・自社研修については、研修内容を記入してください。

※ 水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

・配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄にチェックしてください。

「配水管の分岐から水道メーター」の工事を施工しないため不要

技能(経験)を有する者の氏名 ※非公表	配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか。(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等を記入	
水道 太郎	○	○	講習会修了者	H 30
水道 次郎	○	○	検定会合格者	H 29
防府 一郎	○	×		R 1

- 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科課程修了者
- 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

・資格等を有していない場合でも、経験を有していれば記入してください。

※ 水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。